

革新的自殺研究推進プログラムに関する基本方針

平成 29 年 8 月 2 日
自殺総合対策推進センター

我が国の自殺者は、平成 10 年に 3 万人を超え、その後も極めて高い水準で推移してきたが、平成 18 年に自殺対策基本法が成立、さらに政府において自殺総合対策大綱が策定され、これに基づく関係府省の取組や地域自殺対策強化交付金により地域における関係者の取組が進められてきた。その結果、自殺者数は平成 10 年の急増前の水準まで減少するなど着実に成果をあげた。自殺対策基本法の施行から 10 年が経過し、自殺対策は大きく前進したものの、先進国において我が国の自殺死亡率はまだ高いのが現状である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られ、自殺総合対策大綱においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、それら多くの死を防ぐことのできる社会的な問題であるとされている。そうした基本認識の下、自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の関係者の連携による包括的な生きる支援として展開されてきた。このような取り組みの下、自殺対策を地域レベルの実践的な取り組みによる生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進するため、議員立法により自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）が改正され、その理念と趣旨に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、新しい自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）が策定された。厚生労働省と自殺総合対策推進センターでは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す施策を達成することを目指し、科学的根拠に基づいた自殺総合対策を強力に推進するため、官民横断型の研究プログラムを創設するものである。

1. 概要

平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）が策定された。革新的自殺研究推進プログラム（以下、「自殺研究プログラム」という。）は、新たな自殺総合対策大綱に示された、科学的根拠に基づいた自殺総合対策を強力に推進することを目的に、自殺総合対策推進センター（JSSC）のリーダーシップの下、民官学の叡智を結集するものである。

自殺研究のイノベーションをはかるため、次の 3 領域を中心に進める。

領域 1：社会経済的な要因に着目した研究

領域 2：行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究

領域 3：公衆衛生学的アプローチによる研究

2. 目的

自殺研究プログラムは、改正自殺対策基本法、および新たな自殺対策大綱に基づき、自殺総合対策の推進に資するデータおよび科学的根拠の収集を目的とする。自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携のあり方を含めた学術的基盤を学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつ我が国の自殺総合対策をさらに推進していくものであり、プログラムでは、「自殺対策基本法」に基づく新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す施策を達成することを目指すものである。

このような観点を踏まえ、「プログラムに関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)を定める。

3. プログラムの運営

(1) プログラムに係るガバニングボード(以下、「自殺研究 GB」という。)

プログラムの着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う研究テーマと予算配分の設定、研究遂行者の選定、進捗把握、成果の評価等を行うため、有識者委員を構成員とするガバニングボードを開催する。有識者委員は自殺総合対策推進センターセンター長が任命する。ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2) プログラムディレクター(以下、「PD」という。)

PD は、公募により選出し、自殺研究 GB の承認を経て、各テーマに自殺研究 GB 議長が任命する。

PD は、担当するテーマの各課題の進捗状況を把握し、研究遂行に至るよう助言を行う。

(3) 研究課題推進委員会

PD は、各課題の研究計画の進捗と遂行のために、PD が議長となり、有識者、厚生労働省などの構成による研究課題推進委員会を行い、各課題への指導・助言を取りまとめる。

(4) 評価

自殺研究 GB は、プログラム及び各課題の評価を行う。自殺研究 GB は、必要に応じ、有識者を招いて評価を行うことも可能とする。

(5) 事業費の管理

事業費の管理は、自殺総合対策推進センターが行い、プログラムの事業費である補助金を他の補助金と区分して管理する。

(6) プログラムの運用指針等

上記のほか、プログラムの実施に必要な運用指針等を、自殺研究 GB において定める。

4. その他

プログラムの実施にあたって必要となる自殺研究 GB の構成員の雇用及び運営、PD の雇用及び運営、研究課題推進委員会の構成員への謝金及び運営等は推進費により実施できる。